

公文書等の管理に関する法律案要綱新旧対照表

公文書等の管理に関する法律案要綱

(傍線部分は改正部分)

公文書等の管理に関する法律要綱案	日弁連改正案
第一章 総則（第一条 第二条）	第一章 総則（第一条 第二条）
第二章 行政文書の管理（第四条 第十条）	第二章 行政文書の管理（第四条 第十条）
第三章 法人文書の管理（第十一条 第十三条）	第三章 法人文書の管理（第十一条 第十三条）
第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条 第二十七条）	第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条 第二十七条）
第五章 公文書管理委員会（第二十八条 第三十条）	第五章 公文書管理委員会（第二十八条 第三十条）
第六章 雑則（第三十一条・第三十二条）	第六章 雑則（第三十一条・第三十二条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	(目的)
<p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動に対する現在及び将来の国民の知る権利を保障し、これに対する国及び独立行政法人等の説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
(定義)	(定義)

第一条 「略」

(他の法令との関係)

第三条 「略」

第一章 行政文書の管理

(作成)

第四条 行政機関の職員は、当該行政機関の意思決定並びに当該行政機関の事務及び事業の実績若しくは国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議について、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、政令で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間を最長三十年とし、この保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

第一条 「略」

(他の法令との関係)

第三条 「略」

第一章 行政文書の管理

(作成)

第四条 行政機関の職員は、当該行政機関の意思決定並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、政令で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」といふ。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、五年間延長することができる。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前にあらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない

の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」といふ。）にまとめなければならない。

い。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の行政文書ファイル等の適切な保存を確保するため、政令の定めるところにより、中間書庫を設置する。

(行政ファイル管理簿)

第七条 「略」

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は内閣総理大臣に届け出て廃棄についての承認を得たうえで廃棄しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制

い。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

「新設」

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 「略」

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制

限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況、廃棄予定文書その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、廃棄予定文書及びその概要を公表しなければならない。

3 何人も、第一項の廃棄予定文書その他の行政文書の管理の状況について、政令の定めるところにより、意見を述べることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関（会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一條において同じ。）の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

5 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書

限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

〔新設〕

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関（会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一條において同じ。）の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書

館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

6 前五項の事務を遂行するため、別に法律の定めるとじるによ

り、公文書管理庁を設置する。

館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

〔新設〕

(行政文書管理規則)

第十条 〔略〕

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 〔略〕

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況、廃棄予定文書その他の法人文書の管理状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、法人文書及びその概要を公表しなければならない。

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況、その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、法人文書の管理については、第九条二項から五項までの規定に準じて、適正に管理しなければならない。

〔新設〕

（法人文書管理規則）

第十三条 「略」

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管）

第十四条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

- 5 国の機関は、第一章及び第三章の規定に準じて、当該国の機関が保有する文書の作成、整理、保存、文書ファイル管理簿、

（法人文書管理規則）

第十三条 「略」

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管）

第十四条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

- 5 「新設」

移管又は廃棄、管理状況の報告等、文書管理規則の設定などの
格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置
を講ずるものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 「略」

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保
存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記
載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、
これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたもので
あって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されて
いる場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報
ロ 行政機関情報公開法第五条第一号又は第六号イ若しくはホ
に掲げる情報

ハ 公にすることにより、国家安全が害されるおそれ、他国若
しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若
しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 「略」

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保
存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記
載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、
これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたもので
あって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されて
いる場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報
ロ 行政機関情報公開法第五条第一号又は第六号イ若しくはホ
に掲げる情報

ハ 公にすることにより、国家安全が害されるおそれ、他国若
しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若
しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該

特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

一 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

口 独立行政法人等情報公開法第五条第一号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであつて、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原

特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

一 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

口 独立行政法人等情報公開法第五条第一号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであつて、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原

本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第一号イ若しくは口に掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 第二項の時の経過を考慮するにあたり、作成後三十年以上を経過した特定歴史公文書等は、第一項第一号又は第二号に該当しないものと推定する。

（本人情報の取扱い）

本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第一号イ若しくは口に掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

〔新設〕

（本人情報の取扱い）

第十七条 「略」

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 「略」

(利用の方法)

第十九条 「略」

(手数料)

第二十条 「略」

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 「略」

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 「略」

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二条 「略」

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二条 「略」

(利用の促進)

第二十三条 「略」

(利用の促進)

第二十三条 「略」

第十七条 「略」

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 「略」

(利用の方法)

第十九条 「略」

(手数料)

第二十条 「略」

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 「略」

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 「略」

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二条 「略」

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二条 「略」

(利用の促進)

第二十三条 「略」

(利用の促進)

第二十三条 「略」

(移管元行政機関等による利用の特例)

第一一十四条〔略〕

(特定歴史公文書等の廃棄)

第一一十五条〔略〕

(移管元行政機関等による利用の特例)

第一一十四条〔略〕

(特定歴史公文書等の廃棄)

第一一十五条〔略〕

(保存及び利用の状況の報告等)

第一一十六条〔略〕

(利用等規則)

第一一十七条〔略〕

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第一一十八条〔略〕

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第一一十七条〔略〕

(委員会への諮詢)

第一一十九条〔略〕

(委員会への諮詢)

第一一十九条〔略〕

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 何人も、委員会に対し、公文書等の管理について、意見を述べることができる。

- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要がある場合に、内閣総理大臣に建議することができる。

第六章 雜則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき事の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

- 2 前項の目的を達成するため、政令の定めるところによつて、内閣府に、公文書管理推進会議を置く。

(地方公共団体の文書管理)

第三十一条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよつ努めなければならない。

第六章 雜則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき事の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

[新設]

(地方公共団体の文書管理)

第三十一条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよつ努めなければならない。

附 則

政府は、この法律の制定後一年以内に、第十四条第五項に基
づき、国の機関（行政機関を除く）における公文書について、
必要な法的上の措置その他の措置を講ずるものとする。

〔削除〕

附 則 〔新設〕

第七条 刑事訴訟法（昭和二十二年法律第五百三十一号）の一部を次

のよう改訂する。

第五十二条の二に次の二項を加える。

訴訟に係する書類について並びに公文書等の管理に関する法
律（平成二十二年法律第二号）第一章の規定は、適用しな
い。この場合において、訴訟に係する書類についての同法第四
章の規定の適用については、同法第十四条第一項中「国の機関
（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」があり、及び
同法第十六条第一項第十二号中「国の機関（行政機関を除く。）」
とあるのを、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、
適用しない。

〔新設〕

地方公共団体が設置する公文書館による、この法律の公布の日か
より起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日まで

〔公文書館法（昭和二十二年五月十五日法律第五百三十五号）〕

第4条第2項の専門職員を置くものとする」ことを規定し、新たに、「地方公共団体が公文書館法に基づき設置する公文書館についての図書館法（昭和二十九年四月三十日法律第二百八十八号）に基づき地方公共団体の設置する公立図書館との併館を妨げない。

電子文書による原本扱いとする、公文書管理の抜本的改革をすすめる。

〔新設〕